

4 管理方針

第4章 管理方針

第1 計画の位置付け

県有林管理計画は、山梨県県有林野管理規程（昭和37年8月31日山梨県訓令甲第34号）に基づき樹立しています。

1 管理の目的（管理規程第2条）

国土の保全その他森林の公益的機能を確保しつつ、森林資源の質的向上及び重要な林産物の持続的な供給を図り、もって県民の福祉の増進に資すること

2 管理の方針（管理規程第2条の2）

（1）多様な林分の造成を行い、持続可能な森林経営を図ること

（2）森林資源の有効活用及び維持管理のために必要な林道その他の施設を拡充すること

（3）国土の保全及び水資源の涵養^{かん}のため必要な施設を拡充すること

3 計画の期間（管理規程第3条第2項）

5年毎に樹立する5年計画とし、本計画の期間は、2026（令和8）年4月1日から2031（令和13）年3月31日まで

第2 基本方針

気候変動に伴う豪雨の増加やネイチャーポジティブの実現に向けた動きなどを踏まえ、持続可能な社会への転換に向け、国際基準に基づき「環境・社会・経済」の3つの側面でバランスが取れた森林管理を推進するとともに、森林資源の持続的な利用により林業の発展に寄与することを基本方針とします。

第3 重点的に取組む事項

1 国際基準に基づく森林管理の推進

（1）災害防止機能の強化

台風の大型化や記録的な豪雨の発生等を踏まえ、急傾斜地では土砂の流出を防止するため、また水源上流域では良質で豊かな水を育むため、針広混交林へ誘導するなど、安全・安心な生活を守る森林管理を推進します。

(2) 生物多様性を高める森林管理

自然公園など自然植生を保存すべき地域の周辺で、保護樹帯を設置するなど生態系の保全に配慮した施業を行うほか、生物の生息環境となる溪畔林の保全、皆伐地での保残帯の設置や広葉樹の育成等、生物多様性を高める森林管理を推進します。

また、これらの取組により、ツキノワグマなどの野生動物の生息環境の保全に寄与します。

(3) 観光・レクリエーション利用の推進

健康意識の高まりや国内旅行の回復を踏まえ、景観・眺望・癒やしなど県有林の価値を最大限向上させ、観光・教育・健康分野と連携した森林体験プログラムや、アウトドアスポーツを楽しむ場を提供します。

《数値目標》

針広混交林への誘導	2,000ha（対前計画比 100%）
森林公園等の利用者数	843 千人（令和 12 年度末、対前計画比 100%）

2 林業の持続的かつ健全な発展への寄与

(1) 森林資源の循環利用の推進

利用期を迎えた人工林から木材を安定的に供給し、着実に再生林・保育を実施することで森林資源の循環利用を推進します。

また、これらによって、県内林業・木材産業事業者の育成に寄与します。

(2) 生産性の高い施業の推進

先進技術の実証の場として県有林を活用するとともに、更なる機械化とICTを活用したスマート林業により、生産性の高い施業を推進します。

また、伐採から再生林までを連続して行う「一貫作業システム」や、低密度植栽、下刈回数の削減等を実践し、その波及により県内林業の低コスト化に寄与していきます。

(3) 新たな価値の創出とカーボン・ニュートラルへの貢献

これまでの県有林の管理実績を基に、J-クレジットを新たに創出し、その販売収益を活用して、県有林の森林整備を拡充していきます。

《数値目標》

伐採量 42万5千 m^3 (対前計画比 100%)

(1年度当たり 8万5千 m^3 = 主伐 7万 m^3 + 間伐 1万5千 m^3)

新たなJ-クレジットの創出 128万 t-CO_2 (令和8~15年度の創出見込量累計)

第4 その他

1 県行分収林の管理

平成29年3月末の(公財)山梨県林業公社の廃止に伴い県が承継した県行分収林は、昭和町、忍野村、山中湖村、鳴沢村を除く23市町村にわたり、その面積は7,600haに及びます。

県では、林業経営と公益的機能の維持増進を図りながら、効率的な管理に取り組んでいきます。

